

2019年度事業計画

本部は施設運営のチェックと情報発信、地域懇談会・他

施設の継続性の確認と 理念に沿ったチェック

法人「本部」とは理事会全体を称して言いますが、2019年度は、日常的には13名の理事とそのうちの3名で構成される事務局で運営を行います。



理事会では施設経営の継続性についての確認と併せて、施設運営が理念に反していないかのチェックを行います。

そうした中で今年度はそうした経営方針により施設職員に過度な負担となっていないかということに注視してゆきます。

施設情報と社会福祉情勢の発信

そうした経営上の問題と併せて重点項目としているのが情報発信です。施設情報と社会福祉情勢に係る情報とがあります。

施設情報については各施設の発行するものと重なる部分もありますが、単なる行事や計画の紹介ではなくその内容を掘り下げてお伝えすることを心掛けています。

また、社会福祉情勢についてはマスコミで配信される情報の上書きではなく、施設利用者や職員にどう影響があるのか、複雑化する社会福祉問題をできるだけわかりやすく、お知らせしたいことをお伝えできるよう努力してゆきます。

「法人だより」と本部ホームページ

具体的には、今号で17号となった年4回発行の「法人だより」とあすなろ福祉会ホームページでの発信になります。

ホームページでは各施設の発信する情報と

ともに、「役員・関係者のつぶやき」として折々の福祉を巡る情勢や社会的事件などを取り上げています。また「諸団体・情報のリンク集」として、ホームページ閲覧者が直接情報にアクセスできるように関係諸団体や関係法令などのURLを紹介しております。

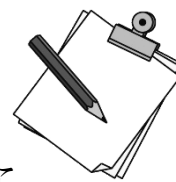
地域懇談会・新人研修に加えて 防災対策の強化に向けての理解

地域の福祉関係者などもお招きしての「地域懇談会」は11月に第3回目を開催します。また各施設に入社した新規職員に対しての法人として行う「新入職員研修」は今年度も引き続き行ってゆきます。

防災対策については各施設共通となる課題も多いことから、理事会としても災害発生時の具体的な危険性やそれらに対する防災対策について理解を深めるために担当理事を決めて取り組んでゆくこととしました。

ご意見や情報をお寄せ下さい

理事各位には施設行事等への積極的参加を通して施設運営の内容について理解を深めるようお願いしております。皆さん方にはぜひ様々なご意見や情報をお寄せくださることをお願いいたします。

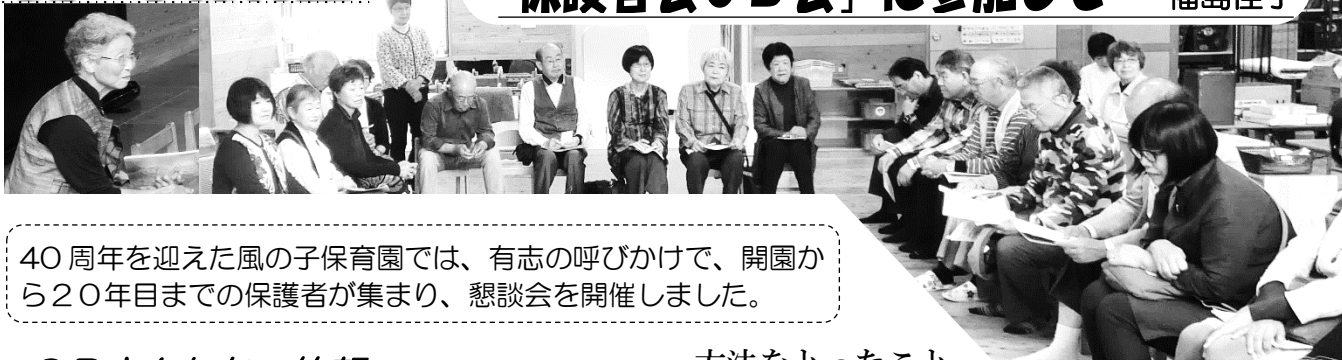


法人役員の新・退任、理事長選任のお知らせ

6月22日の評議員会で理事13名・監事2名（任期2年）が選任され、29日の理事会で理事長に杉井則夫氏を再任しました。

新任の理事は見城和人氏（前評議員）。

なお、理事を退任された海野りゑ子氏は、評議員選任・解任委員会で評議員に選任されました。



40周年を迎えた風の子保育園では、有志の呼びかけで、開園から20年目までの保護者が集まり、懇談会を開催しました。

OBさんたちの笑顔

風の子のすばらしさを実感

「一人一言、余り長くならないで・・・」の司会者に、どっと笑いが起こりました。一言じゃすまされないくらいの話になりそうな予感が当たりました。近況やら、当時の話やらで盛り上がります。

働きながらの子育てを共に経験した仲間の話に頷きながら、私も3人の息子がお世話になったことを思い出していました。

職場が遠いときは、朝一番（7時半）でも間に合わなかったので、駐車場でおばあちゃんと子どもを降ろして「行ってきまーす」という

方法をとったこと。夕方6時のお迎えに間に合わず、延長保育をしてもらったこと・・・。

そんなとき、保母さんたちが本当に温かく、優しく対応してくれました。子どもも私も、安心して過ごせたのです。

集まったOBの笑顔を見て、風の子保育園のすばらしさを実感しました。そして、こんなにすてきな仲間や保母さんたちに恵まれて、本当に良かったと思いました。

（「あすなるともの会」ニュースより抜粋転載）

「ともの家」仲間の旅行

今年度は、上野動物園（4月日帰り）、ディズニーランド旅行（5月一泊）、USJ（6月一泊）、富士山周辺温泉旅行（10月一泊）の4か所に分かれて、慰安旅行を楽しみます。

4月の上野動物園は、当日大雨、延期も考えたのですが、参加メンバーは新幹線で東京まで行きたい！と熱望。駅周辺を散策してきました。今回は下見と言うことで、秋にはリベンジ、パンダに会いに行きます。

連休明けには、希望者が1番多いディズニーランドに行ってきました。バスの中では、ディズニーに関する〇×クイズで盛り上がり、到着後は、各々の目的を果たすべく、5グループに分かれてパーク内を散策。当然パンフレットは必要ありません。



ほぼ全員の仲間が楽しんだアトラクションは「プーさんのハニーハント」ですが、アトラクションだけでなく、パレードやお買い物、豪華な食事まで、心ゆくまで楽しめる、これこそ夢と魔法の世界です！

わくわくと心おどる、とても幸せな2日間を過ごしてきました。

あすなろの家…新しい予防ケアに挑戦

「ショッピングリハビリ」で 人、街を元気に!



「ショッピングリハビリ」って?。あすなろの家が今計画している新事業です。

どんな事業なのか?・・・

簡単に申しますと、スーパーの中にデイサービスを作り、そこで健康チェックと運動そしてショッピングができる! そんなイメージのものです。もちろん送迎付きです。

運動機能・認知機能の向上

…買い物で口も耳も手も足も元気に

「ショッピングリハ」に期待できる効果として運動機能の向上、認知機能の向上が実証されております。視点を変えると、スーパーで買い物をしてくれるので地域経済の活性化、お年寄りが要介護状態にならないことで社会

保障費の抑制に

もつながっていくのだと思います。

まあ、難しい事を並べなくても、自分で買い物をすれば頭も口も鼻も耳も手も足も心も使い元気になる。特に女性は!ということは皆さんも想像できると思います。

予防、元気になるケアで地域も元気に

実際、現場に立たせてもらって感じる「買い物難民」の多さ、これから力を入れていく必要を強く感じている予防ケア、そしてあすなろが目指したい元気になるケア、地域と繋がり地域を元気に!それらを併せ持ったこの「ショッピングリハ」にあすなろの家は今期、挑戦します!応援してください!

地域のS型デイサービスを あすなろの家で開催

まず特養・デイ・ケアハウスなどについて、あすなろより内容の説明と活動報告。S型デイの利用者から多くの質問が出され、福祉や介護への関心の高さがうかがわれた。特にケアハウスは「元気な方の老人ホーム」という印象で特に関心が高かった。

昼食はあすなろが提供。「おいしくて全部食べちゃったよ。久しぶりに完食した。うれしかった。」と感激される場面も。

「特養を身近に」…職員との交流も

S型デイ利用者の皆さんに、「特養の印象を変え」「特養を身近に」感じていただくために、職員との交流も図っています。

実際、「イメージが変わった」「食事がとても

あすなろで食事する
S型デイの利用者さん



おいしい」「明るい雰囲気」「家庭的な印象」「職員さんが明るくて感じがいい」などの言葉をいただいています。

あすなろの家が、地域の皆さんに少しでも身近な存在になってきているかな・・・と感じています。

今後も近隣のS型デイのあすなろ開催が月数回予定されています。

旧優生保護法に基づく強制不妊手術「救済法」を考える

まだ終わっていない！…被害問題解決の新たな方向を！

かつて、と言ってもそれほど大昔ではない現憲法下の日本で、障がいのある方の強制的な不妊手術が実施されていました。1948年に旧優生保護法が成立し、92年までに2万5000件不妊手術が実施されたと言われています。

2015年に、知的障害を理由に16歳で不妊手術を受けさせられた方が提訴され、次々と声があがりました。

これに対し、ようやく本年4月24日、国会で「救済法」が全会一致で可決・成立しました。歴史的一歩のはずでしたが、被害者も障がい者団体も納得せず、真の救済は遠いと指摘されています。

日本障害者協議会が「国は憲法違反を認め、被害者の人権回復を！」との「声明」を発表しましたので抜粋して紹介します。

障害者協議会の声明（抜粋）

「私たち抜きに 私たちのことを決めないで」の願いに反した決定
—国会で被害者の意見を聞く機会もなく—
—形式的な総理の「反省とお詫び」—

多くの問題点を残した本法であるが、内容面での不十分さに加えて、当事者不在で進められてきたことに強い憤りを覚える。障害者権利条約の締結国として、「私たち抜きに私たちのことを決めないで」という願いにも反し、国会の場で被害を受けた人たちの意見を聞く機会は、設けられなかった。また、国による謝罪もあいまいなままで、法成立時の内閣総理大臣の「反省とお詫び」は、いかにも形式的で空疎な感を否めない。改めて、国権の最高機関である国会において、謝罪決議を行うよう求める。

なぜ仙台地裁での優生保護法被害
裁判の判決を待てなかったのか
—長年にわたって放置しておきながら—

拙速に法案を成立させたことにも疑問が残

る。国会サイドは、まるで法律の早期成立と高水準の法律にすることが相いれないような論調を繰り返してきた。長年にわたって放置しておきながら、なぜ眼前に迫っている仙台地裁での優生保護法被害裁判の判決を待てなかったのか。

子どもを持つ権利を奪って 320万円か

—ハンセン氏病患者への国家賠償：最高1400万円—
—優生保護法被害の本質問題の固定化を懸念—

残念ながら、法律は多くの問題点を残したまま成立してしまった。懸念されるのは、優生保護法被害の本質問題の固定化である。わけでも、子どもを持つ権利、持つか持たないかを自ら選択する権利が奪われ、生涯にわたる心身への影響を与え続けることへの代償が320万円の一時金というのは余りにも低すぎる。このままでは禍根となってしまふ。

憲法違反であることを認め 被害問題解決の新たな方向を模索すべき

国は憲法違反であることを認め、裁判動向も勘案し、また今般の法案作成段階で被害者や弁護士、障害関連団体から提示された内容を踏まえるなど、優生保護法の被害問題解決の新たな方向を模索すべきである。当面は、被害者と障害関連団体の信頼に足りうる検証体制の確立が急がれる。（小見出しは編集部）

「ともの家」映画会

心の病んだ人々は、なぜ閉じ込められなければならないのか？

…人間の尊厳とは…今突きつけられる問いかけ！

日時 2019年8月31日（土）

午前の部 10:00~11:00 「夜明け前」

11:10~13:10 「イーちゃんの白い杖」

午後の部 13:20~14:20 「夜明け前」

14:30~16:30 「イーちゃんの白い杖」

場所 は一とびあ 6階 多目的ホール（300名）

料金 無料（鑑賞券を配布します）

